

福祉労働部障がい福祉課
直通：092-643-3262
内線：3263
担当：林、安川

障がいのある人への合理的配慮ガイドブック (施設利用、情報提供、意思表示の受領編) をつくりました！

- 県では、平成29年3月に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、障がいのある人への不当な差別的取扱いをなくし、相手の障がいの状況や意思、場面に応じて適切に対応し、合理的な配慮を行うことを全ての県民の皆さんに求めています。
- 加えて、県は、相談窓口を設置し、障がいのある人々から相談を受け付けておりますが、「衣料品店で試着を手伝ってもらえない」、「飲食店で補助犬同伴の入店を拒否された」といった相談が平成29年度に91件寄せられるなど、合理的配慮が十分に行き渡っていない状況にあります。
- その原因の一つとして、事業所の皆さんが障がいのある人と接する際の具体的な対応の仕方が分からないことが考えられます。
また来年から、ラグビーワールドカップをはじめ、大規模国際大会が相次いで開催されることもあり、障がいのある人を含め、国内外からの観光客の増加も見込まれます。
- このため、接客や受付などの場面で配慮すべきポイントを、イラストを用いて分かりやすくコンパクトに解説したガイドブックを作成しました。
- このガイドブックでは、施設における補助犬の同伴受入れ義務、車いす利用の方の目線の高さへの配慮、カラーユニバーサルデザイン、「白杖SOSシグナル」等、まだ十分に知られていない内容のほか、県が作成し、普及に取り組んでいる「ヘルプカード」を携帯している方への対応についても盛り込んでいます。
- このガイドブックは、各分野の約300団体等へ配付し、研修会等を通じて、飲食店や旅館などの県内事業者にも周知していただくとともに、市町村にも配付します。
また、多くの県民の皆様にご覧いただけるよう、県のホームページで公開します。
(アドレス：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hairyo-guidebook.html>)
- 今後、医療・教育・スポーツなど事業分野ごとの配慮事項をまとめたガイドブックも作成することとしています。
これらのガイドブックを大いに活用いただき、相手の状況や意向を理解し、障がいのある人に丁寧に取り扱って、差別的な取扱いをなくしていきましょう。

【参考】

1 規格

A 4 判 2 4 ページ、オールカラー、全編音声コード付

2 内容

(1) 施設の利用

段差への対応、補助犬を同伴した人への対応、視覚障がいがある人の誘導 など

(2) 受付

記入用カウンターの高さ、筆談ボード等の利用、書類作成のサポート、座席への案内、聴覚障がいや視覚障がいのある人の呼び出し など

(3) コミュニケーション

筆談や口話、コミュニケーションボードや点字等の利用、カラーユニバーサルデザイン など

(4) アナウンス

電光掲示板や案内サイン等を利用したアナウンス など

(5) 緊急時

避難時の安全確保、避難場所でのサポート など

(6) 仕事

施設設備や人的サポートなどの配慮、勤務時間や業務量の配慮 など

※ さらに、H30年度末を目途に、事業分野ごとの配慮事項をまとめたガイドブックを制作。

福祉サービス、医療、労働・雇用、教育、スポーツ・レクリエーション など

3 ガイドブックの入手先

福岡県ホームページ>健康・福祉>障がい福祉

>障がい福祉「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」